

❄️「剣淵町排雪支援事業」についてのお知らせ❄️

町では、冬期間の快適な生活環境が確保できるよう排雪支援事業を実施しています。これは、道路や宅地内の排雪作業を実施する個人または法人に対し、町が排雪作業にかかる経費の一部を助成するものです。ぜひご活用ください。

●助成対象者

剣淵町に住所または事業所を有する個人および法人で、町税および町使用料の滞納がない方

●対象排雪箇所

居住または使用している宅地および宅地に隣接する道路

●排雪作業を行う者（町内受付業者）

（株）寒地技研、北運共栄（株）、卯城建設（株）、大野土建（株）剣淵支店、（株）菅井土木建設

●助成金交付申請

この事業を利用する方は、作業終了後に剣淵町排雪支援事業助成金交付申請書と領収書の写しを添付し速やかに町に提出してください（土、日、祝日を除く）。

※助成金の交付は翌月末の支払いとなります。

●対象期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

●助成金額および助成回数

指定業者の使用する排雪ダンプ1台あたりに要した費用の2分の1以内で、2,000円を上限とする額。助成金の交付を受けられる回数は、年度を通して2回までとし、1回につき4台までです。



除雪・排雪作業にご協力ください



今年も降雪期を迎え、町道の除雪作業には万全を期しておりますが、作業の効率化と経費削減のため住宅のない区間の除雪は行っておりません。お出かけの際、遠回りになるなど皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、町道排雪における雪の堆積場所については、町道8線の剣淵川に架かる8線橋付近の8線雪捨て場と、駅東側にある元町雪捨て場の2か所としていますが、個人、民間の雪捨て場については、交通安全と管理上から8線雪捨て場のみとさせていただきますのでご了承願います。

8線雪捨て場の利用期間は令和5年12月1日から令和6年3月31日まで、利用時間は午前8時から午後5時までです。

☆安全な除排雪作業のために、次のことをお守りください☆

① 住宅周りの雪を道路に出さないでください。道幅が狭くなり、交通事故につながる危険性があります。

③ ごみ収集日・時間・場所を守りましょう。ごみを前日から出すと、除雪作業の妨げになったり、ごみが散らばる原因となります。

② 路上駐車はやめましょう。消防車・救急車などの緊急車両の通行の妨げになります。

④ 除排雪作業車は大変危険ですので近づかないでください。運転手は常に安全運転に心掛けていますが、作業車には死角が多いため、近づくと重大な人身事故につながる恐れがあります。大変危険ですので、決して近づかないようにしてください。